

アルバイト許可願いについて

本校では、アルバイトを行う際には必ずアルバイトの許可願い（学期、長期休暇ごと）を提出して頂くことになります。

アルバイト規約については以下の通りになっています。

- 1 アルバイトは許可制とする。
- 2 学校行事（授業・試験・委員会・補習・作務）などが最優先である。
- 3 下記基準により、協議し決める。
 - ① 次に挙げる業種は許可しない。
 - ・アルコール類の提供を主とする飲食店（居酒屋など） ・ゴルフのキャディー
 - ・パチンコ、ボーリング場などの遊技場や、18歳未満立入禁止の場所
 - ・危険な業務を伴うもの ・車、原動機付自転車の運転を伴うもの
 - ※別途生徒指導部で許可されない場所
 - ② 宿泊を伴うアルバイトは禁止する。
 - ③ 従事する時刻が20時（土・日・祝日は17時）過ぎるものは禁止する。
 - ④ アルバイトする期間は月の2分の1以内とする。
- 4 手続は許可願に必要事項を記入し、HR 担任及び生徒指導部の許可を得る。

付記

- 1 アルバイト許可証、生徒手帳（身分証明書）を常時携帯すること。
- 2 アルバイト終了後、HR 担任を通じ報告書を生徒指導部に提出すること。
- 3 許可を受けずにアルバイトをした場合、指導措置を講ずる。

生徒指導部